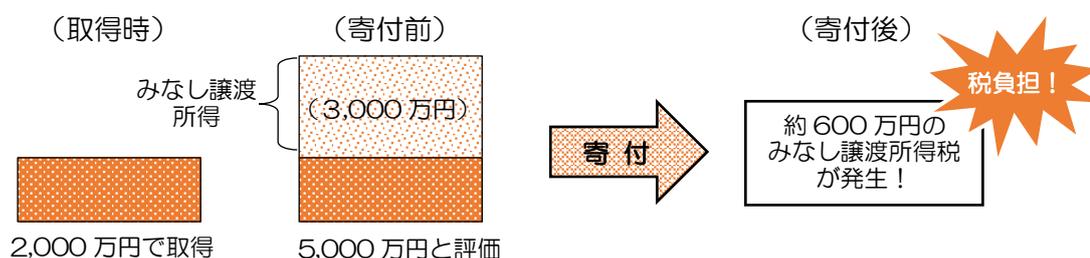


「みなし譲渡所得課税」とは

日本には不動産や株式、美術品等の「資産」がたくさんあります。
そうした資産を寄付したい人も、資産を活用したいNPOも増加中です。

ところが建造物などの資産を寄付すると、収入は発生しないのに
発生したとみなし、「みなし譲渡所得税」が課税されます。
日本は諸外国に比べ資産を寄付・遺贈する際の税制が大変遅れています！

●善意の不動産寄付で、寄付者に多額の税負担が！



【計算式】
(概略) $5,000 \text{ 万円} - 2,000 \text{ 万円} = 3,000 \text{ 万円} \times \text{約 } 20\% = \text{約 } 600 \text{ 万円}$
(みなし譲渡による収入額) (取得費) (課税譲渡所得金額) (長期税率) (みなし譲渡所得税額)

資産寄付税制の抜本改革が必要です！

NPO 法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会の

要望事項

1. NPO 法人等への資産寄付は「みなし譲渡所得課税」を自動的に適用除外にする、または、「不動産等寄付特別控除」のような寄付促進税制を創設するなど抜本的な拡充をお願いします。
2. 適用対象が公益法人や社会福祉法人等に限定されている
みなし譲渡所得課税の「承認特例（一定条件で審査期間を大幅短縮）」等を認定 NPO 法人等にも適用してください。
3. 新しい公益信託制度においても、その特徴を活かした制度設計・優遇税制付与を行い、資産寄付促進に資するようにしてください。

(詳細は「NPOWEB」をご覧ください)